

平塚市市民活動推進補助金

入門コース・発展コース・協働コース

応募の手引き



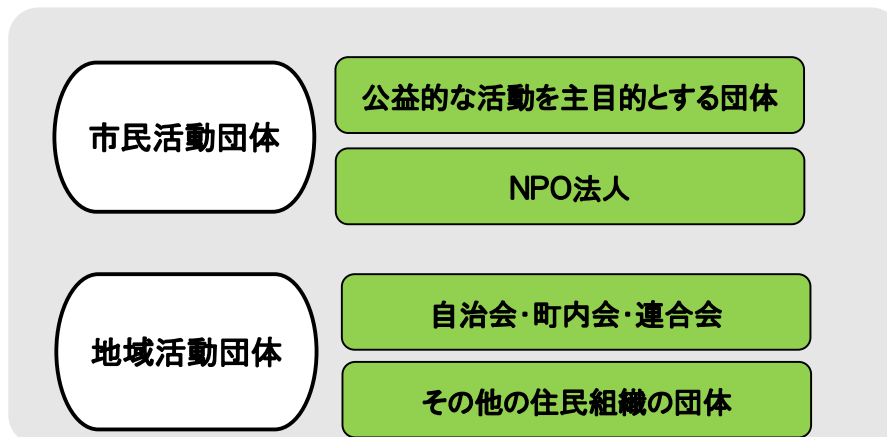
目 次

1	市民活動推進補助金とは……………	P2
2	入門コース・発展コース・協働コースとは……………	P3
3	補助対象団体……………	P4
4	補助対象活動・事業……………	P4
5	補助対象経費……………	P5
6	補助額……………	P6
7	応募の手続き……………	P7
8	審査・選考……………	P8
9	活動・事業の報告……………	P8
10	活動報告会までの流れ……………	P9
11	よくある質問……………	P9

平塚市市民活動推進補助金は、審査・選考を伴う補助制度です。
申請をした場合でも交付決定を受けられない可能性があります。
このことを踏まえ、制度利用の御検討をお願いいたします。

1 市民活動推進補助金とは

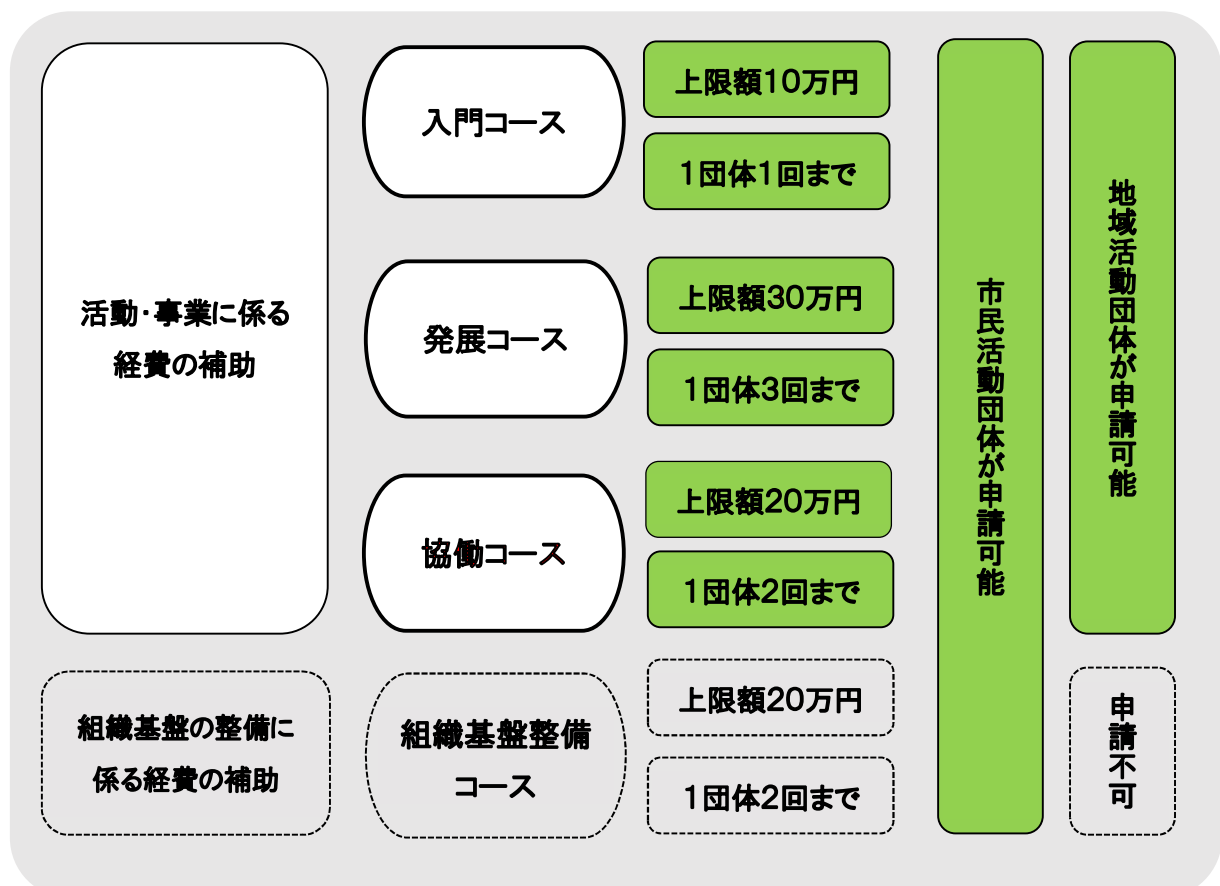
市民活動団体や地域活動団体等が実施する市民活動を資金面で支援する制度です。



※市民活動 市民が互いに協力し、社会のさまざまな課題に向かって自発的、自律的に行う、営利を目的としない公益性のある活動をいう。

※地域活動団体 地域住民の親睦と福祉の増進を図る目的で自主的に組織された団体で市長が認めた単位自治会、町内会及びその連合会、並びに、地域住民により自主的に組織された地域課題の解決をはかる活動を行う、営利を目的としない団体をいう。

本補助金には、次の補助区分(コース)があります。



※本手引きは、入門コース・発展コース・協働コースの手引きとなります。

組織基盤整備コースは別紙「組織基盤整備コースの応募の手引き」を御参照ください。

2 入門コース・発展コース・協働コースとは

(1) 入門コース

入門コースとは、今までに、当補助金の補助及び公益信託ひらつか市民活動ファンドの助成を受けていない市民活動団体又は地域活動団体の活動に対し、1団体につき1回限り、上限額10万円まで補助するものです。

(2) 発展コース

発展コースとは、活動をさらに発展させたり、新たな事業を展開しようとする市民活動団体又は地域活動団体(ともに申請時点で、設立後1年以上経過している団体)に対し、1回の交付につき上限額30万円まで補助するものです。

補助上限回数は3回までで、今までに、当補助金の補助(全てのコース)及び公益信託ひらつか市民活動ファンドの助成を受けていない団体に限ります。

(3) 協働コース(※令和8年度から新設)

協働コースとは、市民活動団体又は地域活動団体が他の団体や事業者と協力して行う活動について、申請された代表の市民活動団体又は地域活動団体に対し、1回の交付につき上限額20万円まで補助するものです。

補助上限回数は2回までで、同一の活動について、協力する他の市民活動団体又は地域活動団体と重複して補助を申請することはできません。

次の2次元コードからは各コースの応募概要を確認できます。

また、令和6年度平塚市市民活動推進補助金活動報告会の内容を確認できる2次元コードも掲載しています。入門コース及び発展コースで補助金交付を受けた市民活動団体又は地域活動団体の事業内容や成果等を見ることができますので、御参照ください。



入門コース
応募概要



発展コース
応募概要



協働コース
応募概要



(1)



(2)



(3)

令和6年度
平塚市市民活動推進
補助金活動報告会
(1)～(3)

3 補助対象団体

次に掲げる要件をいずれも満たす市民活動団体及び地域活動団体が対象となります。

(1)活動拠点が平塚市にあること。

市内に主たる活動拠点を置くか、又はその活動が市内を中心に行われていること。

※全国組織の団体は対象外だが、市内の者を中心に改めて組織し直された団体、あるいは市内に主たる事務所がある団体は対象。

(2)構成員が5人以上で、かつその内3人以上は平塚市民で組織されていること。

平塚市民とは、平塚市に在住、あるいは在勤、在学している者をいう。

※ただし、入門コースにあつては、構成員が3人以上かつその内1人以上を平塚市民で組織されていれば対象とする。

(3)組織の運営に関する定款、会則、規約等があること。

※対象外

- (1)営利を目的とした団体
- (2)政治や宗教布教、選挙活動を主たる目的とした団体
- (3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団
- (4)代表者又は役員の中に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

4 補助対象活動・事業

次に掲げる要件をいずれも満たす活動・事業が対象となります。

(1)主として平塚市内で行われる公益的活動・事業

(2)当該年度(4月1日から翌年3月31日まで)に実施される活動・事業

継続的に行う活動・事業及び継続中の活動・事業は補助対象です。

ただし、当該年度分の経費のみ補助対象となります。

※対象外

- (1)営利を目的とする活動・事業
- (2)該当年度に本市から他の制度による補助を受ける活動・事業
※県や国の制度による補助金等の対象となっている場合は、御相談ください。
- (3)特定の個人または団体の利益のために行われる活動・事業
- (4)政治又は宗教布教を目的とする活動・事業

5 補助対象経費

補助対象となる活動・事業に直接必要な経費が対象となります。

恒常的な経費や運営費、申請目的と異なる活動・事業の経費は補助対象となりません。

【補助対象となる経費とならない経費の主な例】

経費項目	補助対象となる経費 (対象事業に直接必要な経費)	補助対象とならない経費 (対象事業に直接関係しない経費)
消耗品費	事務用品・備品・機材等	対象事業に直接関係しない事務用品・備品・機材等
飲食費	対象外	会議・懇親会等の飲食費 こども食堂運営事業に関する食材費 講師等へのお茶代・おみやげ代
賃金・謝金	事業のため臨時雇用した人への賃金、 講師・外部協力者への謝金	団体構成員への賃金・謝金
印刷製本費	ポスター・パンフレット等の印刷費	対象事業に直接関係しない印刷費等
通信運搬費	切手代、郵送費、宅配便代、運送代	電話代、インターネット通信費等
保険料	講師・参加者の保険料 (イベント保険、ボランティア保険等)	個人の生命保険料、 車両の損害保険料
光熱水費・燃料費	会場のエアコン代、機器等の燃料費	事務所の光熱水費、車のガソリン代
旅費・交通費	調査等の交通費	対象事業に直接関係しない交通費
使用料・借上げ料	会場等の使用料、物品等レンタル料	事務所の借上げ料・維持費用
その他		慶弔費、積立金、総会等の会議費、 上部・他団体への負担金・分担金、 成果報告のない研修費など

※上記内容はあくまでも一例であり、活動・事業の性質により経費項目などは自由に検討いただいて構いません。

【注意事項】

- ・取得金額5万円以上の財産は、5年間の財産処分制限があります。
- ・実績報告時に領収書がない費用については、補助対象となりません。
- ・活動・事業に関する領収書は、すべて保管しておいてください。

6 補助額

【補助額】

コース※ ¹	要件	補助金額 の上限	補助率※ ²	交付回数 制限※ ³
入門コース (補助総額40万円※ ⁴)	今までに、当補助金の補助及び公益信託ひらつか市民活動ファンドの助成を受けていない団体。	10万円	100%	1団体 1回まで
発展コース (補助総額90万円)	活動をさらに発展させたい、申請時点で、団体設立後1年以上経過している団体。	30万円	1回目 90% 2回目 80% 3回目 70%	1団体 3回まで
協働コース (補助総額20万円)	活動分野の異なる市民活動団体や企業(事業者)との協働により、公益的な活動を行おうとする代表の団体。	20万円	100%	1団体 2回まで

※¹ 発展コース・協働コースから申請することも可能ですが、以降、入門コースの申請ができなくなります。

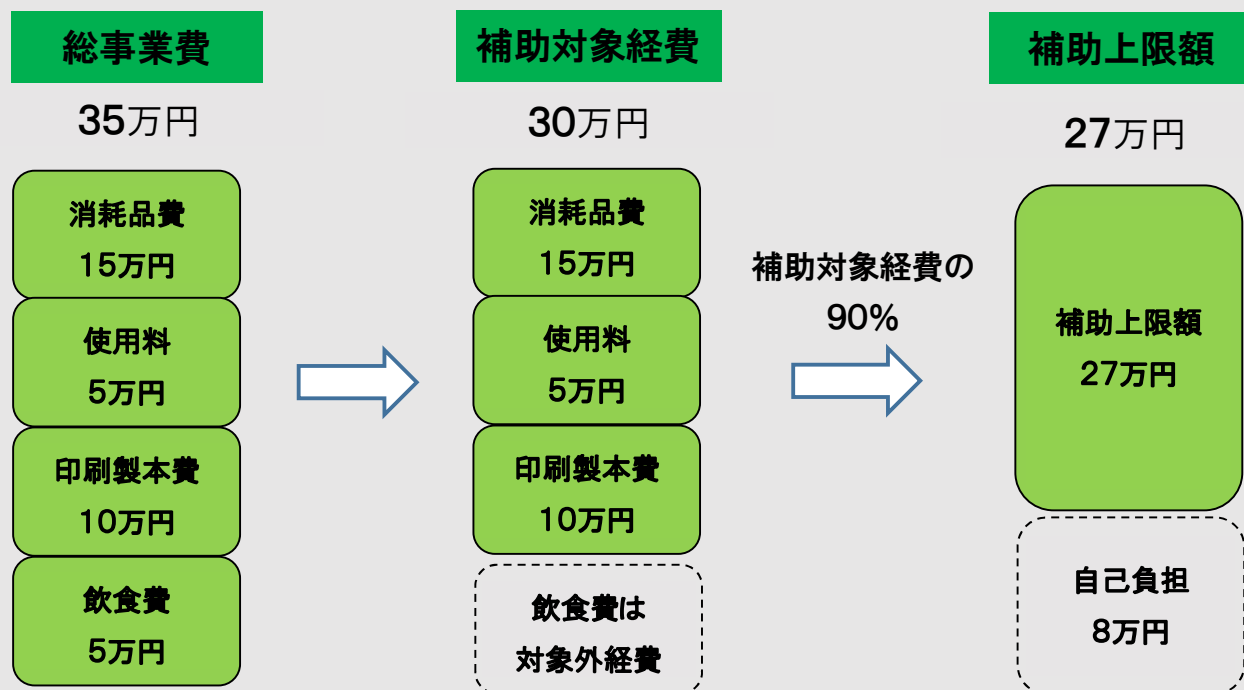
※² 発展コースの補助率については、下記【発展コースの補助率の考え方】を御参照ください。

※³ 発展コースの交付回数制限は、公益信託ひらつか市民活動ファンドの助成回数を含みます。

※⁴ 補助総額は、当該年度に交付決定できるコースごとの補助金額の合計となります。

【発展コースの補助率の考え方】

例：発展コース1回目の申請(補助率90%)の場合



※総事業費ではなく、補助対象経費に補助率を乗じた額が補助上限額となります。

※【総事業費(35万円)】－【補助上限額(27万円)】＝【自己負担額(8万円)】

7 応募の手続き

企画申請書の提出

11月中旬～1月下旬

質疑応答期間

プレゼンテーション

3月第2土曜日予定

審査・選考(非公開)

内定通知

交付申請書の提出

交付決定通知

補助金請求

補助金交付

次の書類を平塚市(協働推進課)へ提出してください。

- ①企画申請書(第1号様式)
- ②事業企画書(第2号様式)
- ③団体の定款、会則、規約等
- ④団体の収支関係書類(直近の決算書及び予算書)

※①②は市の指定様式、③④は任意様式

※プレゼンテーションまでに審査委員等からの質疑(書面等)に
応答してください。

申請団体は、公開の場において、
申請内容をプレゼンテーションします。

【プレゼンテーション概要】

発表時間 5分

発表方法 模造紙又はプロジェクターを使用

※入門コースは、模造紙等の使用は任意です。

平塚市市民活動補助金審査会が申請書及び
プレゼンテーションを踏まえ、審査・選考を行います。

※審査・選考については、P7を御参照ください。

審査結果を平塚市から団体に通知します。

※審査の結果、補助金額が提案金額を下回ることがあり
ます。

内定団体は、次の書類を平塚市へ提出してください。

- ①交付申請書(第3号様式)
- ②収支予算書(第4号様式)

平塚市から団体に交付決定通知します。

交付決定団体は、請求書を平塚市へ提出してください。

平塚市から補助金を交付します。

8 審査・選考

平塚市市民活動推進補助金審査会※が申請書類及びプレゼンテーションを踏まえ、非公開の審査会において、次の審査基準を基に審査・選考を行います。

【審査基準】

審査基準項目	評価内容
公益性	・その活動による効果・成果を、多くの市民、地域住民が享受できるか（特定の個人、団体、地域のみを対象とした活動ではないか）。 ・対象が特定されていても、今後その活動（または活動の成果）が広がっていく可能性があるか。
発展性	・その活動に今後さらなる発展が見込めるか。 ・その活動が今後社会、他の地域に広がっていく可能性があるか。
先駆性・創造性	・これまでにない新しい取り組みであるか。 ・新たな視点から社会を捉えた活動であるか。
実現性	・無理のない企画構成、予算立案がなされているか。 ・団体としての実施体制が十分に整っていると認められるか。
費用の妥当性	・活動の内容・規模に見合った適正な経費見積もりがされているか。 ・事業予算総額に対して、補助申請額が適当であるか。

※平塚市市民活動推進補助金審査会は、市民活動や地域活動に関し、専門的知識又は学識経験を有する7人の委員で構成されています。

9 活動・事業の報告

補助金の交付を受けた団体は、次の報告を実施する必要があります。

(1) 中間ヒアリング

11月初旬に活動・事業の進捗状況について報告していただきます。

※事前に中間ヒアリングシートを提出していただきます。

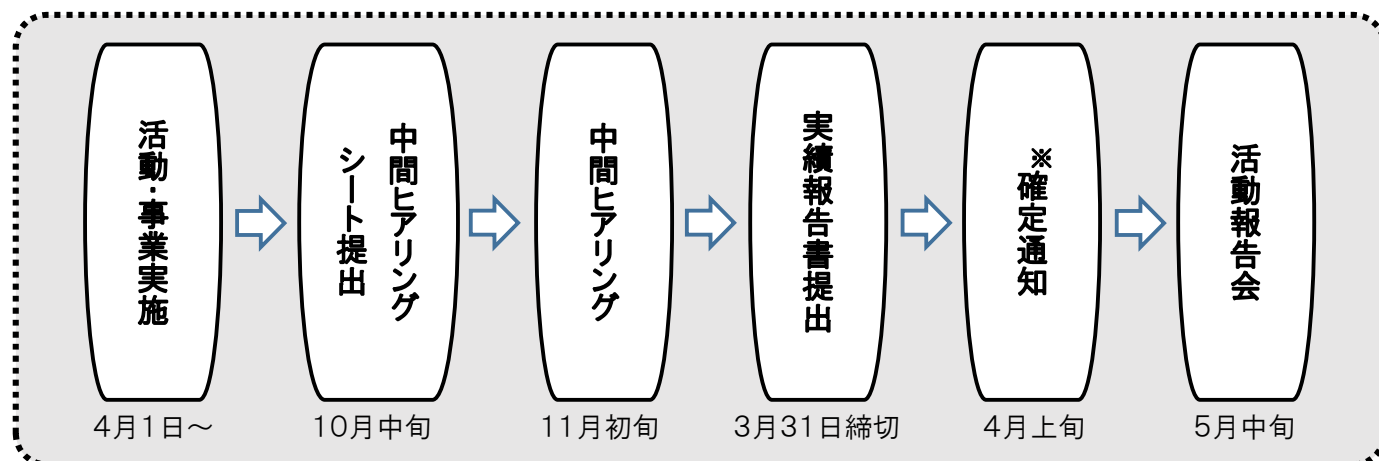
(2) 実績報告書の提出

翌年3月31日（年度末）までに実績報告書（第9号様式）を提出してください。

(3) 活動報告会

翌年5月中旬に活動・事業の成果について報告していただきます。

10 活動報告会までの流れ



※実績報告書に基づき、補助金額を確定します。確定した補助金額が、既に交付した補助金額より少ない場合は、その差額を返還していただきます。

11 よくある質問

Q1 企画申請書は、メールで提出できますか？

A1 企画申請書は持参又はメールで受付けております。
平塚市が申請内容をヒアリングするため、連絡をする場合があります。

Q2 申請に必要な書類はどこで入手できますか？

A2 市ウェブ(下記URL)からダウンロードできます。
http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kyodo/page37_00016.html

Q3 活動・事業中の保険は、こういったものがありますか？

A3 平塚市で加入している平塚市市民活動災害補償制度(事前加入不要)や
事前に参加手続きが必要なボランティア活動保険、スポーツ安全保険などがあります。
※必要に応じて、加入の御検討をしてください。

Q4 交付された補助金を全額支出しなかった場合はどうするのか？

A4 支出しなかった分の補助金は返還していただきます。
(実績報告書に基づき補助金額を確定しますので、確定した補助金額が、交付している補助金額よりも少ない場合は、その差額を返還していただきます。)

お問い合わせ

〒254－8686

平塚市浅間町9－1 平塚市役所本館7階

平塚市 市民部 協働推進課

TEL 0463－21－9618

FAX 0463－21－9756

E-mail kyodo@city.hiratsuka.kanagawa.jp

平塚市市民活動推進補助金



http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kyodo/page37_00016.html